

募集要項

0801版

令和3年度「#がんばれ！すわ」店呑みクーポン発行事業

諏訪市「みせのみ^(店飲み)クーポン」取扱店舗 募集のご案内

諏訪市では、新型コロナウイルス感染症の影響によりいまだ売上減少が続いている飲食店への忘新年会シーズンまでの支援および地域経済縮小を抑止する施策として、クーポン券【通称=みせのみクーポン】の発行を行います。

つきましては、取扱いを希望される諏訪市内の飲食店を募集します。

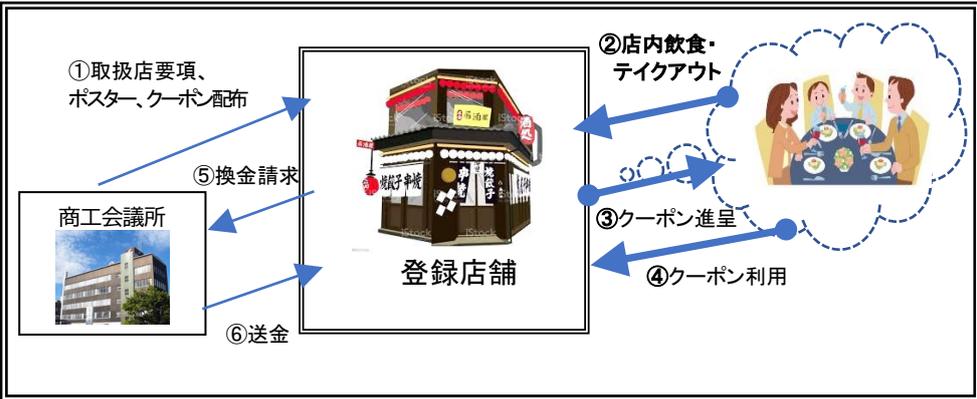
【申込み締切】8月17日(火)17時

1. 事業概要

*この案内は、令和3年7月30日時点のものです。一部未確定事項を含んでいます。

*本紙は募集要項につき、登録店舗へは別途、登録店向けの要項を送付いたします。

発行／運営	クーポン発行：諏訪市 事業運営：諏訪商工会議所 事業協力：諏訪市飲食店組合連合会、諏訪地区タクシー事業協同組合
発行総額	2,000万円（200円クーポン券×10万枚）
発行内容	<ul style="list-style-type: none">・飲食代金1,000円(税込)の飲食毎に、200円のクーポン券を進呈。 ※対象:店内飲食・テイクアウト・仕出し (旅館またはホテルで提供される飲食・仕出しは事業対象外です)・9月23日(木・祝)～11月30日(火)まで(予定)。 ※各店舗での配布は、クーポン券の在庫が無くなり次第終了 ※新型コロナウイルスの状況によっては変更の可能性があります ※各店舗への配布上限枚数は、申込みの店舗数・座席数等で調整します・当クーポンは、次回のご来店や他の登録店での店内飲食の割引券、またはタクシー割引券として利用できます。
取扱店に該当する店舗	<ol style="list-style-type: none">①諏訪市内にある飲食店で、お客様の注文を受けてから調理・加工して提供している店舗。②長野県「新型コロナ対策推進宣言の店」として登録し、ポスターやステッカーを店頭に掲示しており、現在も感染防止に向けた取組みを遵守している。③諏訪市作成の「取扱い飲食店セルフチェックシート」(本紙裏面)の項目を確認・記入し、未達成の項目がある場合は、当事業開始までに改善に向けて取組む意思がある。 <p>上記、①②③ 全てが該当していること</p>

<p>取扱店に該当しない店舗</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・①②③に該当していない。 ・小売店内にイートインスペースだけあり、調理済み商品を小売りしている。 ・宿泊施設内にある飲食施設または同施設内で提供する料理。 ・飲食業として「許可番号」を有していない店舗。 ・移動販売のみ、または実店舗がない。
<p>事務局から店舗へのクーポン配布</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登録店舗へは店舗規模に関わらず、まずはクーポン券200枚(4万円分)を、ポスター等とともに登録店へ無料送付します。 ・追加のクーポン券が必要な店舗へは会議所窓口にて無料配布します。配布上限枚数は、申込み締切後に登録店舗数および座席数等で調整し、クーポン券とあわせてお送りする「取扱店要項」でお知らせします。 ・追加配布の際は、直近の客層等も記す「追加申込書」にご記入いただきます。 ・規模や業態によっては、当事業開始後すぐに当クーポン券配布が終了する店舗もあろうかと思いますが、店舗間の在庫調整は一切行いません。
<p>お客様へのクーポン券進呈</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食代金の合計1,000円(税込)につき、1枚進呈してください。 <p>【配布例】</p> <p>例①：店内飲食7,000円の場合、クーポン券7枚進呈。</p> <p>例②：テイクアウト2,500円の場合、クーポン券2枚進呈。</p> <p>例③：店内飲食3,000円で、その場でテイクアウト2,000円の場合は、クーポン券5枚進呈。</p>
<p>お客様のクーポン券利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クーポン券の利用は、総額代金から券面金額を値引いて精算してください。精算に当クーポン券を使用されても、更にその場で代金1,000円毎にクーポン券を1枚進呈してください【現金と同じ扱い】。 
<p>換金手続き</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・換金受付期間は、令和3年10月1日(金)～令和3年12月17日(金) ・負担金や送金手数料は不要、額面通りお支払いします。 ・振込日(入金日)は、毎月10日または25日の月2回です。 ・貴店が登録されている金融機関口座へ振り込みます。飲食組合経由の精算や、現金支払いはいたしません。 <p style="text-align: center;">※詳細は、取扱店舗向けに別途ご案内します</p>

<p>その他 注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様が利用したと見せかけた自己精算(不正換金)等の不正行為については、同規模・同業者の精算額と比較し、疑わしい事案については調査を行い、換金を保留させていただきます。 ・<u>諏訪市応援クーポンでは、実際の座席数より多く申請し、クーポン券を本来の枚数より多く受け取った店舗が多数見受けられました。その行為により明らかな不正(換金など)が判明した際には、店舗名をホームページで公表し、当該店の利用中止と、同様の施策が今後ある際にも登録をお断りします。</u> ・官公署からの資料提供依頼にも応じています。クーポン券の換金枚数に相応した売上があると見なされますので、正しい経理処理をお願いします。
<p>周知方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「取扱店舗一覧」とホームページを作成します。 ・「取扱店舗一覧」は各店舗へ配布するほか、諏訪市報への折込み(市内全戸配布)、新聞等へ広告掲載します。
<p>お申込み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お勧めメニューの価格は、総額で記入してください(4/1から総額表示義務化)。 ・8月17日(火)午後5時までに、申込書・写真データを諏訪商工会議所へ提出してください。 ・締切日以降の提出は「取扱店舗一覧」には掲載できません。また、申込みの店舗数によっては、締切日以降の店舗へはクーポン券配布はありません。

申込み締切⇒ 8月17日(火) 17時

申込み先⇒ 諏訪商工会議所 【FAX】 57-1010

または **【mail】 info@suwacci.or.jp**

【店舗登録に関するお問合せ】 諏訪商工会議所 TEL:0266-52-2155

【クーポン券発行に関するお問合せ】 諏訪市経済部商工課 TEL:0266-52-4141

本紙は提出不要です。チェック記入後、保存しておいてください

諏訪市「みせのみ（店飲み）クーポン」 取扱い飲食店セルフチェックシート

※（一社）日本フードサービス協会の定めた「外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づいています

■留意すべき基本原則（店舗・従業員の衛生管理）

セルフ チェック覧	項 目
	店内（客席）は適切な換気設備の設置及び換気設備の点検を行い、徹底した換気を行っている（窓・ドア等の定期的な開放、常時換気扇を使用するなど）
	店内清掃を徹底し、トイレやテーブル・椅子、店舗のドアノブ、券売機、セルフドリンクコーナー等の設備等、多数の人が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウムで清拭している
	卓上には原則として調味料・冷水ポット等を置かないようにするか、撤去が難しい場合は、お客様が入れ替わるタイミングや繁忙時間帯前後に、アルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウム、台所用洗剤（界面活性剤）での清拭や用具の交換を行っている
	従業員に対しても、出勤前の体温確認、発熱や体調不良時の就業見合わせ、さらにはユニフォーム・マスクの洗濯を徹底している

■入店時

セルフ チェック覧	項 目
	店舗入口には、発熱や咳など異常が認められる場合は店内飲食をお断りさせていただく旨を掲示している
	店舗入口や手洗い場所には、手指消毒用に消毒液（消毒用アルコール等）を用意している
	店舗入口及び店内に、食事中以外はマスクの着用をお願いする旨掲示している
	飛沫感染・接触感染を防止するために十分な間隔をとることが重要であることをお客様に理解してもらい、店内が混み合う場合は入店を制限している
	店内飲食やテイクアウトで順番待ちをする場合は、各人ができるだけ1 m以上の間隔を空けるよう誘導している（床に間隔を示すテープを貼るなど）

■客席へのご案内（テーブル・カウンターサービスを含む）

セルフ チェック覧	項 目
	テーブルの間は、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、できるだけ1 m以上の間隔を空けて座れるように配置を工夫している
	カウンター席は密着しないように適度なスペースを空けるか、カウンターテーブルに隣席とのパーティション（アクリル板等）を設置するなどし、横並びで座る人に飛沫が飛ばないよう配慮している
	テーブル席は、他のグループとはできるだけ1 m以上の間隔を空け、真正面の配置を避けるか、または区切りのパーティション（アクリル板等）を設けるなど工夫している
	接客の際は、お客様の側面に立ち、可能な範囲で間隔を保つようにしている
	お客様が入れ替わる都度、テーブル・カウンターを消毒している
	カウンターでは、お客様と従業員の会話を想定し、従業員のマスク着用のほか、仕切りの設置など工夫している
	料理は大皿盛りを避けて、個々に提供するほか、鍋料理や盛り合わせ料理などを提供する場合は、従業員等が取り分けるなど工夫している
	スプーン、箸などの食器の共有、使い回しは避けるよう、掲示などにより注意喚起をしている
	お客様同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲み、大声での会話は避けるよう、業態に応じ、掲示等により注意喚起している
	個室を使用する場合は、十分な換気を行っている

■その他

セルフ チェック覧	項 目
	業界ガイドラインも参照しながら取り組みを実践している